

(参考) 第2次京丹後市総合管理計画個別施設計画編 (R8.5改訂)
対応方針等新旧対照表

【旧】

方向性	取組	説明
存続	現状維持	特段の対策を必要とせず、維持管理・修繕を行いながら現状の管理形態を維持するもの。 なお、維持管理・修繕とは、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないもので、施設、設備等の維持のために行う点検、修繕等をいう
	統合	同様の公共サービスを提供する複数の施設を一つにするもの(集約化)、又は、異なる種類の公共施設を統合し異なる機能を有する一つの施設にするもの(複合化)
	用途変更	当該施設の設置目的を他目的に変更するもの
	機能移転	当該施設の機能を他の施設に移すもの
	管理形態の見直し	運営に係る事務の委託や指定管理者制度の導入等により、より効率的・効果的な管理運営方法に見直すもの
	改修	改修した後の効用が当初の効用を上回るもので、耐震改修、長寿命化改修等の大規模改修を行うもの
	建替	当該施設を解体し、新しく建築するもの
廃止 ※当該施設での行政サービスの提供を停止するもの	譲渡	当該施設を民間又は地域等へ有償又は無償により譲渡するもの
	除却	当該施設を解体・撤去するもの
	貸付	譲渡・除却までの調整期間を要する場合において、期間を定めて地元区や民間等に有償又は無償により貸付を行うもの

【新】

対応方針	説明	
	特記(取組)	
継続維持	指定管理	指定管理により民間事業者のノウハウを最大限活用しながら、サービスの向上を目指すもの
	集約化・複合化	同様のサービスを提供する複数の施設を集約し、又は異なる種類の公共施設を統合し、異なる機能を有する一つの施設に複合化することで効率的・効果的な施設運営が図れる場合は、集約化・複合化を検討するもの ※集約化・複合化により継続する施設
	改修	耐震または長寿命化等のため大規模な改修を行うもの
	—	修繕等を実施しながら継続維持するもの
譲渡	機能維持	施設の機能維持を前提とし、民間等への譲渡を検討するもの
	機能廃止	民間等へ譲渡し、利活用することを検討するもの
貸付	機能維持	施設の機能維持を前提とし、民間等への貸付を検討するもの
	機能廃止	民間等へ貸付し、利活用することを検討するもの
除却	—	施設の維持管理経費、老朽化の状況等を勘案し、利用が見込めない施設については、除却を検討するもの。